

## 議案第36号

### つくばウェルネスパーク条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市 原 健 一

### つくばウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

つくばウェルネスパーク条例（平成21年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表1回の利用に係る使用料の項中「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に改め、同表11回の利用に係る使用料の項中「7,000円」を「7,200円」に、「4,000円」を「4,100円」に改め、同表6月分の定額使用料の項中「37,800円」を「38,880円」に、「21,600円」を「22,140円」に改め、同表1年分の定額使用料の項中「67,200円」を「69,120円」に、「38,400円」を「39,360円」に改める。

別表第1の2の表中「2,000円」を「2,050円」に改める。

別表第2サッカー場の全面を利用する場合の部アマチュアスポーツに利用する場合の款入場料を徴収しない場合の項中「3,000円」を「3,080円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「6,000円」を「6,170円」に改め、同部その他の場合の款入場料を徴収しない場合の項中「9,000円」を「9,250円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「30,000円」を「30,850円」に改め、同表サッカー場の2分の1

面を利用する場合の部アマチュアスポーツに利用する場合の款入場料を徴収しない場合の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「4,000円」を「4,110円」に改め、同部その他の場合の款入場料を徴収しない場合の項中「6,000円」を「6,170円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「20,000円」を「20,570円」に改め、同表サッカー場の4分の1面を利用する場合の部アマチュアスポーツに利用する場合の款入場料を徴収しない場合の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同部その他の場合の款入場料を徴収しない場合の項中「3,000円」を「3,080円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「10,000円」を「10,280円」に改める。

別表第3中「2,000円」を「2,050円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。